

秋田市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 たいよう	ショートス テイ夢見草	秋田市旭南三丁 目10番10号	令和6年12月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 みらい	みらい介護 支援センタ ー	秋田市川尻上野 町1番19号	令和6年12月31日	居宅介護支 援